# ADRで和解しました

## 富岡町における和解事例のご紹介

ADRセンターを利用して、**賠償額が増えた**事例や
**支出した費用が賠償された**事例を集めました



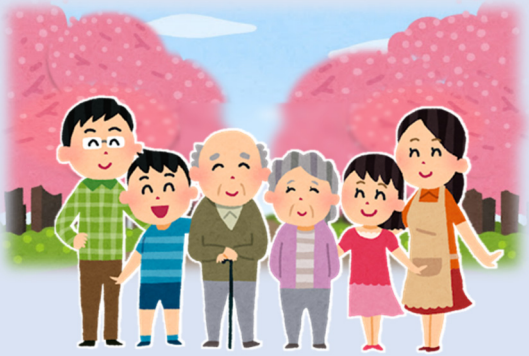

東電から**すでに賠償を受けていても**
**追加で賠償を受けられる**可能性があります！

**文部科学省　原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）**

# 富岡町の皆さんへ

## 例えば、このようなご事情はありませんか？

**長年 富岡町に住み**
**地域との結びつき**が強い



避難により
**職を失った**




自家消費していた
野菜や米を作れなくなり
**生活費が増加した**



**家族が離れ離れになり**
二重生活となった



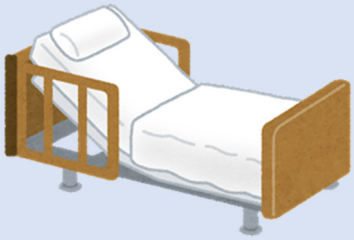
**乳幼児の世話をしながら**
避難生活を送った



**持病や障害を**
**抱えながら避難**した



避難により
**健康状態が悪化**した



避難により**農機具が管理できず使用不能**となった



**自宅の除染作業**を行った



**墓石の修理費用や移転費用**がかかった



避難時に持ち出せなかった
**高額家財（ピアノ・ひな壇・着物等）**があった







## 次頁以降で、富岡町の和解事例のポイントを紹介しています

- 紹介した和解事例について、詳しい内容をお知りになりたい場合は、各事例の紹介ページに和解契約書のQRコードを掲載していますので、そちらからご参照ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

- 和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用できる基準ではありませんが、ご自身の事例について検討するにあたっての参考となります。

**「自分も該当するかも」と思った方は原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への和解仲介の申立てをご検討下さい**



# 事例１

令和２年７月２日成立
公表番号　１６９１

## 病気が悪化しました。
## 介護のため、仕事ができませんでした。

事例概要

和解契約書

- 申立人：
  居住制限区域（富岡町）に居住していた夫婦及び夫の母
- ポイント及び和解内容：

  夫の母について
  - **原発事故による避難に伴い**股関節症等の**持病が悪化した。**
  - 平成２７年１２月から平成２８年５月までの**通院慰謝料及び付添費用が認められた。**

  夫の亡父について（夫が相続）
  - 避難後に認知症、肺がん、咽頭がん、脳出血となり要介護状態となった。
  - 平成２４年９月から平成２８年５月までの**通院慰謝料、付添費用が認められた。**
  - 平成２８年４月から平成３０年３月までの**日常生活阻害慰謝料（増額分）が認められた。**

妻について

- 原発事故前はパート就労していたが、**原発事故後、亡父や母の日常的な介護のために再就職をすることができなかった。**
- 平成２９年８月から平成３０年６月までの減収分について、平成２９年９月以降は母がデイサービスを利用し始めたことも考慮して原発事故による影響割合を乗じた上で、**生命身体的損害に係る就労不能損害**として認められた。



**「日常生活阻害慰謝料」とは？**

避難等を余儀なくされたことにより、日常の平穏な生活が長期間妨げられたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料です。

# 事例２

令和６年５月２１日成立
公表番号　２０６９

## 入院中でした。妊婦でした。
## 乳幼児の世話をしながらの避難でした。

### 事例概要

和解契約書

- 申立人：居住制限区域（富岡町）に居住していた方
- ポイント及び和解内容：

**日常生活阻害慰謝料**（👉 4頁参照）**の増額分**として、以下の賠償が認められた。

① 原発事故時、長男の切迫早産のため、いわき市の病院に入院していたが、**原発事故の影響により退院を余儀なくされ、自家用車で東京都に避難せざるを得なかったこと**等を考慮して４０万円（中間指針第五次追補の目安額３０万円から１０万円増額）



② **二男を妊娠中であったこと**を考慮して３０万円（同目安）

③ **乳幼児の世話を恒常的に行ったこと**を考慮して合計２７９万円（平成２３年３月から平成３０年３月まで）



# 事例３

令和５年２月１４日成立
公表番号　１９３５

## 病気を抱えながら避難しました。
## 家族と別れて避難しました。障害がありました。

事例概要

和解契約書

- 申立人：居住制限区域（富岡町）から避難した方
- ポイント及び和解内容：
  **日常生活阻害慰謝料**（👉 4頁参照）**の増額分**として、以下の賠償が認められた。

① 平成２３年４月から同年５月までは**糖尿病、高血圧症、多形慢性痒症、神経症性不眠症等の持病を抱えていたこと**を考慮して月額３万円

② 同年６月から平成２５年８月までは前記持病に加え**避難の過程で妻子別離を余儀なくされたこと**を考慮して月額４万円

③ 同年９月から平成３０年３月までは前記持病及び別離に加え**右上下肢機能の著しい障害により身体障害者等級２級の認定を受けたこと**を考慮して月額６万円



# 事例４

令和７年８月１８日成立
公表番号　２１９３

## 介護が必要な子を抱えて避難しましたが療育手帳等を取得していませんでした。

事例概要

和解契約書

● 申立人：
　避難指示解除準備区域（富岡町）に居住していた父母及び原発事故当時未就学の長男

● ポイント：
　長男が発達障害を有していたところ、療育手帳等は取得していなかったものの、**診断書及び診療録等の資料から認められる同人の障害の程度等が考慮された。**

● 和解内容：
平成２３年３月から平成３０年３月まで、

・ 長男に対しては**障害を理由とする**月額３万円の**日常生活阻害慰謝料**（👉4頁参照）**の増額**

・ 父母に対しては**申立人長男の恒常的な介護を理由とする**合計月額３万円の**日常生活阻害慰謝料の増額**

# 事例５

令和７年９月８日成立
公表番号　２１９８

## 避難中に病気により障害認定を受けました。

### 事例概要

和解契約書

- 申立人：
  帰還困難区域（富岡町）に居住していた方

- ポイント及び和解内容：

  - 心臓機能障害により障害認定を受けたのは平成３０年６月であるが、**診断書等に基づき平成２３年５月の時点で心臓疾患を発症していたことが認められた。**
  - 同月から平成３０年３月まで**持病を理由とする**月額１万５０００円の**日常生活阻害慰謝料**（👉4頁参照）**の増額**が認められた。



# 事例６

令和７年３月１１日成立
公表番号　２１５７

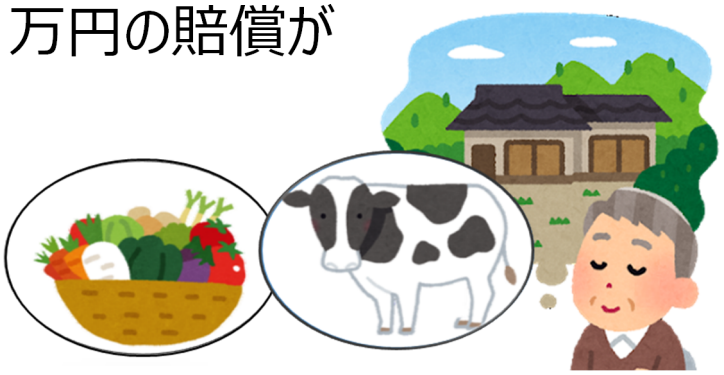
## 長い間、地元で地域に密着した生活をしていました。

### 事例概要

和解契約書

- 申立人：帰還困難区域（富岡町）に居住していた方
- ポイント及び和解内容：

　原発事故時までの**約８０年にわたって同町に居住していたこと**、先祖代々引き継がれてきた家業である農業に長年従事していたほか、畜産業（和牛の繁殖・販売）にも従事し、地域の畜産農家の取りまとめ役として活動するなど、**地域社会等と強い関わり合いがあったこと**等を考慮し、**生活基盤喪失による精神的損害**（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円）**の増額分**として７０万円の賠償が認められるなどした。



**「生活基盤の喪失」とは？**

　**長期間にわたり住居があった区域に帰還することができない状況が続き、故郷が失われたのと同様な状況が生じたこと**をいいます。

# 事例７

令和７年８月２２日成立
公表番号　２１７４

## 長い間、地元で地域に密着した生活をしていました。

事例概要

和解契約書

- 申立人：
  避難指示解除準備区域（富岡町）から避難した方

- ポイント及び和解内容：
  **居住期間が通算して７０年を超えていたこと**、実家の家業である農業を営んでいたほか、行政区長を務め、富岡町に居住する親戚や近隣住民と交流を深めていたなど**地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと**等を考慮し、**生活基盤変容による精神的損害**（中間指針第五次追補の定める目安額２５０万円）**の増額分**として５０万円の賠償が認められた。



**「生活基盤の変容」とは？**

住居があった区域の元の**地域社会の機能が低下してしまい、故郷がかなり変質した状況のこと**をいいます。

# 事例８

令和３年７月２７日成立
公表番号　１７７７

## 東電から賠償を受けていますが金額に納得できません。

### 事例概要

和解契約書

● 申立人：

帰還困難区域（富岡町）において不動産賃貸業を営んでいた方

● ポイント及び和解内容：

直接請求手続で平成２３年３月から平成２７年２月までの減収率を１００％とする逸失利益及び平成２７年３月以降の将来分として東京電力の平成２７年６月１７日付けプレスリリースに基づく減収率を１００％とする年間逸失利益の２倍分の営業損害の賠償を受けていたが ▶▶▶



- 逸失利益の算定において差し引く減価償却費相当額を、**直接請求手続において採用された税法上の耐用年数ではなく、実質的な耐用年数を用いた上で算定し直し**

- これに基づいて平成２４年６月から平成２７年２月までの期間の賠償金額及び上記プレスリリースに基づく**賠償金額が再計算され、直接請求手続における既払金を除く部分が追加賠償された。**

☞ 損害額の算定について、**直接請求手続で採用された方法をADRで見直し、追加賠償が認められる可能性**があります。

# 事例９

令和５年５月３０日成立
公表番号　１９６７

## 建物の増築をしていますが、増築部分は未登記です。

### 事例概要

和解契約書

● 申立人：
　避難指示解除準備区域（富岡町）に居住していた方

● ポイント及び和解内容：
　所有していた自宅不動産の増築部分について、**申立人から提出された図面や写真等の資料**と**登記簿上の面積**とを**比較対照して増築面積を算定**し、また、**申立人の陳述等から増築時期を推認**した上で、**平均新築単価を基礎として、損害額を算定**した。



☞ 損害額算定に必要な客観的資料が不十分な事例について、**ＡＤＲにおいて事例の状況に応じた認定と算定方法により**、賠償が認められました。

# 事例１０

令和５年７月５日成立
公表番号　１９８２

## 避難により、自宅の盆栽が枯れました。

### 事例概要

和解契約書

- 申立人：
  帰還困難区域（富岡町）に居住していた方
- ポイント及び和解内容：
  所有する複数の盆栽について、**申立人より提出された写真等をもとに、その存在や避難による管理不能のために生じた損害を認めた上、立証の程度等も考慮**して請求額の一定割合（5割又は3割）の賠償が認められた。



直接請求では客観的に参考となる資料などが無いものに対しては、賠償が認められませんが、**ADRにおいて聞き取りを行い、損害の実態を把握し、損害分が賠償される場合があります。**

# 事例１１

令和５年５月１日成立
公表番号　１９６０

## 避難により廃業せざるを得ませんでしたが持ち出せなかった事業用資産に関する資料がありません。

### 事例概要

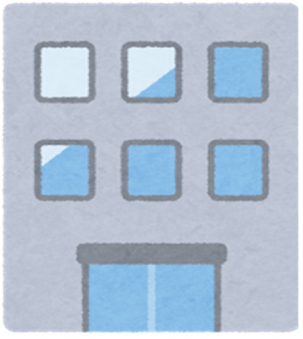
和解契約書

- 申立人：
  居住制限区域（富岡町）にて事業を営んでいた会社

- ポイント及び和解内容
  代表者の避難に伴う事業所移転の際に持ち出すことができず廃棄せざるを得なかった償却資産の財物損害として

  ▶ **事業に用いる器具の販売業者が写真を踏まえて作成した見積書や申立会社代表者からの聴取**に基づいて**当該償却資産の購入価格を算定**し

  ▶ これに**原発事故時点での残価率**及び**立証の割合を乗じた金額が賠償**された。



富岡町以外の事例から、注目すべき事例をご紹介します

# 事例１２

令和４年３月７日成立
公表番号　１８３２

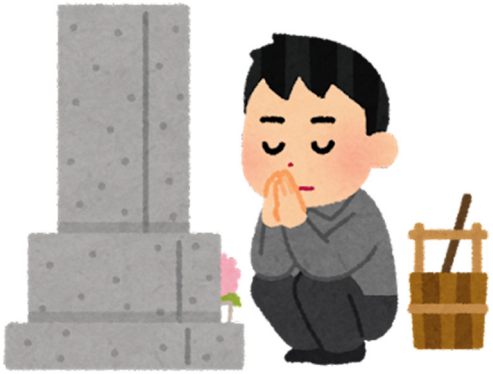
## お墓を移しました。

### 事例概要

和解契約書

- 申立人：
  居住制限区域（浪江町）から県外に避難した方

- ポイント及び和解内容
  避難に伴い旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在する墓地が遠方になったことから**墓地の移転を要したとして墓地移転費用**（東京電力の自主賠償基準において旧緊急時避難準備区域は賠償対象外である）**のうち７割が賠償された。**



# 事例１３

令和６年８月２３日成立
公表番号　２１０１

## 避難により自家消費用の米・野菜が作れなくなり、買わざるを得なくなりました。
## 避難の際、着物等を持ち出せませんでした。

### 事例概要

和解契約書

● 申立人：
　帰還困難区域（大熊町）に居住して兼業農家を営んでいた方

● ポイント及び和解内容

① 平成２３年３月から**令和元年１２月までの自家消費米・野菜の購入費用に係る農業損害**（ただし、既払金を控除）が認められた。

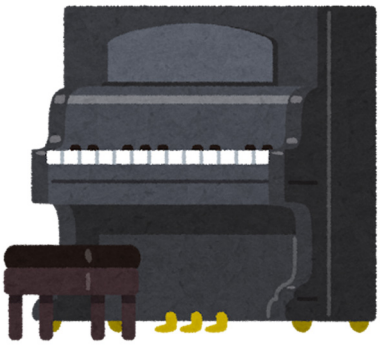


② **高額家財**の財物損害に関し、その**使用状況等も踏まえて算定した実質的耐用年数**（着物及びテーブル等は５０年、ピアノは４０年）**を用いて算出した金額**（ただし、既払金を控除）**が認められた。**

☞ 直接請求では家財の賠償について一定の金額で賠償されますが、**高額家財が個別にある場合、金額を見直して定額を超えて追加で賠償される場合**があります。







# ADRセンターとは



## Q１　原子力損害賠償紛争解決センター（＊）とは、何ですか?
＊以下 「センター」といいます

**A１**　法律に基づき、平成２３年３月の東京電力福島第一・第二原子力発電所事故（以下 「本件事故」といいます）による原子力損害の賠償に関して、当事者間に紛争が生じた場合に、当事者からの申立てを受けて和解の仲介をする組織です。

## Q2　センターの特徴は何ですか?

**A2**
- 申立ては無料（ただし、書類作成費用、郵送費用等は自己負担です）
- 弁護士を立てず、ご本人だけでも申立てできます。
- 公正・中立な第三者の仲介委員（弁護士）が東京電力との間に入って和解を仲介します。
  → 申立人が東電と直接話をする必要はありません。
  仲介委員が、和解案を検討し、東電と申立人に提示します。

## Q3　どのくらいで和解が成立しますか?

**A3**　標準的な申立てでは、申立てから平均約8.8か月で和解案が提示されています。

## Q4　申立てをしたいのですが、どのようにすればよいですか?

**A4**　申立書に必要事項を記入のうえ、以下のいずれかの方法でご提出ください。＊各事務所所在地等は、裏表紙をご参照ください。

①東京事務所あてに郵送
②東京事務所や福島県内の最寄りの事務所・支所に持参

センターが自治体等と連携して実施する説明会場では、弁護士等の専門家から説明を受けながら申立書を作成できます。

## Q5　申立書はどこで入手できますか？自分で作成できますか？

**A5**　該当する項目にチェックをつけるなどして完成する、簡易な申立書の様式を用意しています。

- センターの各事務所・支所の受付に備え付けてあります。
- センターのホームページからのダウンロードもできます。 ▶▶▶
- 申立書を送ってほしい、書き方がわからない等は、以下にご連絡ください。

センターフリーダイヤル　０１２０－３７７－１５５

## Q6　東京電力に直接請求中です。センターに申立てできますか？

**A6**　申立てできます。

## Q7　すでに東京電力に直接請求して賠償金を受け取っていますが金額に不満があります。センターに申立てできますか？

**A7**　申立てできます。

## Q８　レシートなどの資料が手元に残っていないのですが、申立てできますか?

**A8**　申立てできます。

## Q９　今まで東京電力から何について賠償してもらっているのか、自分が何を請求できるのかわかりませんが、十分に賠償されていない気がします。申立てはできますか?

**A9**　申立てできます。
センターの手続きの中で、これまでの賠償状況の確認や、東京電力に提出した資料の取り寄せをして賠償が十分にされているか、漏れがないか確認することができます。

## Q１０　申立て後に、途中で、手続きをやめることができますか?その後、また申立てをすることができますか?

**A１０**　はい、できます。その後、また申立てをすることができます。

## Ｑ１１　事故から１０年以上過ぎています。まだ申立てできますか？

**Ａ１１**　申立てできます。
現在も多くの申立てについて、和解が成立しています。
東京電力も、時効を理由に一律に賠償請求をお断りすることはせず、消滅時効に関して柔軟な対応を行う旨公表しています。

## Ｑ１２　亡くなった親の分を請求したいのですが、できますか?

**Ａ１２**　相続人の方が申し立てることができます。次ページをご覧ください。

## Ｑ１３　東京電力は和解に応じるのですか？

**Ａ１３**　これまで３万件以上の申立てがあり、終了した事案の約８割で和解が成立しています。

## Ｑ１４　申立後は、どのように手続きが進むのでしょうか?

**Ａ１４**　手続きの大まかな流れは、以下のようになります。

**申立書の提出**
↓
**担当仲介委員・調査官の決定**
↓
**和解の仲介**
↓
**和解案の提示**
↓
**和解の成立**
↓
**東京電力から賠償金の支払**

**和解の不成立**
↓
**打ち切り**

手続きの流れをわかりやすく解説した漫画冊子を用意しています。



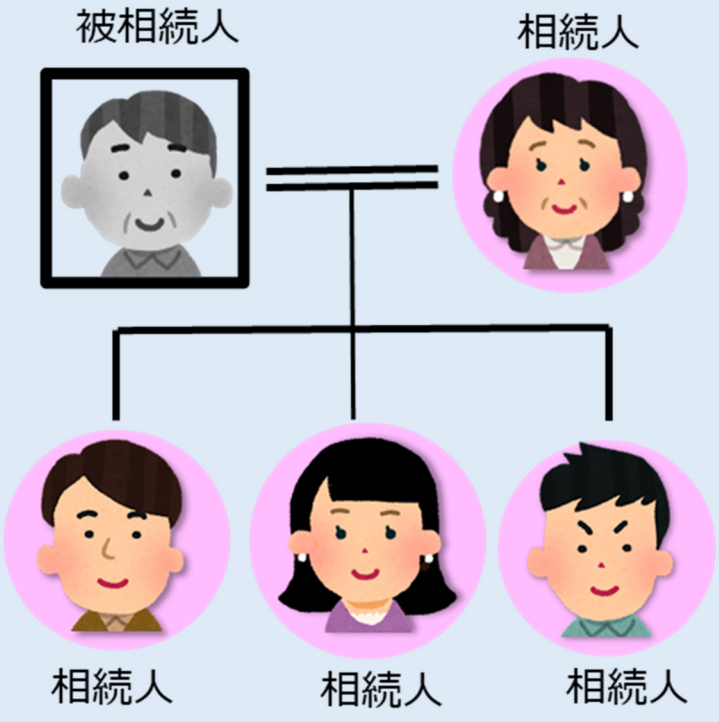
## 亡くなった方の賠償がそのままになっていませんか？

- **亡くなった方が受け取るはずだった原発事故の賠償金は、相続人が請求することができます。**

- **相続人が複数いる場合は、基本的に、相続人全員で申立て**をしていただいておりますが、相続人の一部が所在不明や連絡が付かない場合などには、その相続人を除いた形で申立てできる場合もあります。

**【提出いただく主な書類】** ※申立て後の提出も可能

- 申立人（相続人）の現在の戸籍謄本
- 亡くなった方（被相続人）の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本等



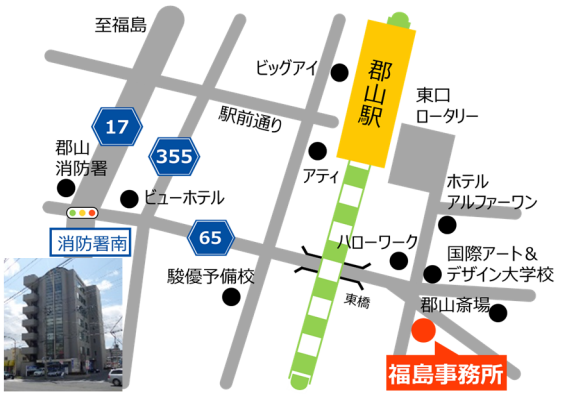




早期一部支払の
手続の流れ

# ADRセンターの事務所・各支所が利用いただけます

## 福島事務所 開所日 月 火 水 木 金




福島県郡山市方八町1-2-10　郡中東口ビル2階
※入居者用ではなくテナント用エレベーターをご利用ください

## 県北支所 開所日 月 ~~火~~ 水 ~~木~~ 金




福島県福島市栄町6-6　福島セントラルビル３階
（旧 ユニックスビル3階）

## 会津支所 開所日 ~~月~~ 火 ~~水~~ 木 ~~金~~




福島県会津若松市追手町7-5
福島県会津若松合同庁舎新館 2階ミーティングルーム2

## いわき支所 開所日 月 火 ~~水~~ 木 金




福島県いわき市平字小太郎町1-6
いわきセンタービル4階

## 相双支所 開所日 月 火 水 木 金




福島県南相馬市原町区本町2-1
南相馬市役所北庁舎2階

申立書を郵送する場合は
下記宛先までお願いします




〒105-0003
東京都港区西新橋1-5-13
８東洋海事ビル 9階
原子力損害賠償紛争解決センター
東京事務所
（又は ADRセンター東京事務所）

ADRセンター
ホームページ

## お問い合わせ先
## 文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター

フリーダイヤル
**0120-377-155**
（受付時間　平日10:00～17:00）

ADR手続の
主な流れ

令和８年８月発行